

# 生徒指導方針

- 1 指導の基本 **自律と自己責任**
- 2 指導内容
  - (1) 喫煙 学校敷地内禁煙
  - (2) スクーリング **情報通信端末機器の無断使用禁止**  
電源を切るかマナーモードとし、  
「触れない・置かない・使わない」こと。  
\*情報通信端末機器とは…携帯電話・スマートフォン・メディアプレーヤー・  
ゲーム機器・タブレット端末・イヤホンなど
  - (3) 服装 指定しない（TPOに応じた服装を心掛けること）
  - (4) 通学 自転車・バイク・自動車での通学を認めるが、下記事項を厳守すること。
    - ①自転車・バイクは所定の駐輪場に整頓して駐輪すること。
    - ②自動車は所定の駐車スペース（白線内）に駐車すること。  
※ただし、駐車スペースは限られており、駐車できないこともあるため、自動車での登校はできる限り控えること。
    - ③水曜日は、駐車場が非常に混雑するため、歩行者等には細心の注意を払うこと。
    - ④校門からの出入りの際は一旦停止や徐行を徹底すること。
    - ⑤自転車通学の生徒に対して、ヘルメットの着用を推進する。
  - (5) 交通安全 ルールを厳守し、事故の被害者や加害者にならないよう努めること。
  - (6) 問題行動 いじめ・暴力・反社会的行為等は、状況により厳しい指導を行う。
  - (7) その他 本課程は、様々な年齢層や背景をもった生徒が在籍しています。生徒全員が充実した学校生活を送れるよう指導・支援をしていきたいと思います。

本校通信制課程は、他の全日制課程や定時制課程のような校則は定めていませんが、ルールは存在します。お互いが快適な学校生活を送るために、次のルールを厳守するようにしてください。

また、本年度の生徒指導方針を、生徒必携（P.60）に記載していますので、必ず熟読のうえ、学校生活を送ってください。

### 「他の生徒に迷惑をかけない」

他の生徒に迷惑をかける言動やいじめ、暴力、器物破損、反社会的行為等は絶対に行わないでください。発生した場合は厳正に対処します。

### 「学校敷地内禁煙」（車内禁煙）

改正健康増進法により、車内を含め「学校敷地内全面禁煙」となりました。守っていただけない場合は厳正に対処します。

なお、成人の喫煙は本校武道場前で、また吸殻は専用バケツに入れてください。

もちろん、未成年者は吸ってはいけません。

### 「情報通信端末機器の使用」

スクーリング中・特別活動中・学校行事中において、担当教員の許可なく、携帯電話・スマートフォン・メディアプレーヤー・ゲーム機器・タブレット端末・イヤホン等情報通信端末機器は「触れない・置かない・使わない」こと。守れない場合は指導の対象となります。

### 「自覚を持った行動を」

「時間を守る」「その場にふさわしい言動を心がける」「施設器具は大切に扱う」「環境美化に心がける」などは、当然守るべきルールです。※本年度よりごみの分別でプラスチック類の分別をすることとなっています。注意してください

### 「自己責任」

スクーリングへの出席やレポートの提出、また各種手続き等については、保護者や友人に頼むことなく、自身で責任をもって行ってください。学校生活において、失敗することや思いどおりにいかないこともあるかと思いますが、そのときは他人のせいにするのではなく、自分自身で行った結果として受け止め、次につなげていくことが大切です。

### 「通学手段」

登校は、原則として公共交通機関・徒歩・自転車をお願いします。本校の駐車場は、教職員および来賓用であり、生徒用ではありません。空いている場合、白線内であれば駐車していただいても結構ですが、あくまで「空いていれば駐車することができる」と考えてください。

特に、水曜日は、昼間部や夜間部の先生方も駐車しますので注意が必要です。

※自転車のヘルメット着用は令和5年4月1日より努力義務となっています。

### ※水難事故防止について

大型連休期間（ゴールデンウィーク）から学校等の夏休み期間にかけて、海・河川・用水路等での事故の多発が懸念されますので十分注意してください。

- ・ 遊泳禁止場所で泳がない（海・河川・湖沼地等）
- ・ 農業用水路やため池等への転落事故に注意する。